



社会福祉法改正案 早期成立を要望

塩崎厚生労働大臣を表敬訪問
社会福祉法改正案 早期成立を要望
小川会長ら5人
日税政の小川会長
長、小林健彦幹事長は、
6月2日、塩崎恭久厚
生労働大臣を表敬訪問
し、現在国会で審議中
の社会福祉法改正案に
おいて、社会福祉事業
充実計画の策定に当た
っての税理士等の活用
に係る改正規定が盛り
込まれていることにお
礼述べるとともに法
案の早期成立を要望し
た。
当日は、小川会長、
小林幹事長のほか、井
戸本泰次政策委員長、并
た。

塩崎厚生労働大臣を表敬訪問

塩崎厚生労働大臣を表敬訪問
社会福祉法改正案 早期成立を要望
小川会長ら5人
日税政の小川会長
長、小林健彦幹事長は、
6月2日、塩崎恭久厚
生労働大臣を表敬訪問
し、現在国会で審議中
の社会福祉法改正案に
おいて、社会福祉事業
充実計画の策定に当た
っての税理士等の活用
に係る改正規定が盛り
込まれていることにお
礼述べるとともに法
案の早期成立を要望し
た。
当日は、小川会長、
小林幹事長のほか、井
戸本泰次政策委員長、并
た。

塩崎厚生労働大臣を表敬訪問
社会福祉法改正案 早期成立を要望
小川会長ら5人
日税政の小川会長
長、小林健彦幹事長は、
6月2日、塩崎恭久厚
生労働大臣を表敬訪問
し、現在国会で審議中
の社会福祉法改正案に
おいて、社会福祉事業
充実計画の策定に当た
っての税理士等の活用
に係る改正規定が盛り
込まれていることにお
礼述べるとともに法
案の早期成立を要望し
た。

税政連会長 4氏決まる

塩崎恭久後援
会長、白石豪「税理士
会会員が参加し、社
会福祉法改正案のほ
と等6つの反対理由を
列挙した。(日税連建
設置した消費税軽減税
率制度検討委員会(委
員長)・野田毅議員・自
由民主党議員が、与党
税制協議会が催された第3回の検討
会において、国民の理解を得た上で
率10%時に導入する、とされたことを受
けて、関係事業者を含む
小川会長ら5人

塩崎恭久後援
会長、白石豪「税理士
会会員が参加し、社
会福祉法改正案のほ
と等6つの反対理由を
列挙した。(日税連建
設置した消費税軽減税
率制度検討委員会(委
員長)・野田毅議員・自
由民主党議員が、与党
税制協議会が催された第3回の検討
会において、国民の理解を得た上で
率10%時に導入する、とされたことを受
けて、関係事業者を含む
小川会長ら5人

中島 智喜氏 前原 明弘氏
松川 吉雄氏 野田 武史氏

中島 智喜氏 前原 明弘氏
松川 吉雄氏 野田 武史氏

本年は役員改選の年
に当たる。このほど名
古屋、九州北部、南北
州、沖縄税政連の定期
大会で新会長が選任さ
れた。新会長の氏名は
筒井伸司(四国税理士会)
会長が参加し、社
会福祉法改正案のほ
と等6つの反対理由を
列挙した。(日税連建
設置した消費税軽減税
率制度検討委員会(委
員長)・野田毅議員・自
由民主党議員が、与党
税制協議会が催された第3回の検討
会において、国民の理解を得た上で
率10%時に導入する、とされたことを受
けて、関係事業者を含む
小川会長ら5人

税理士業界における 相互扶助の原点がここにあります！



「日本税理士共済会」は今から62年前の昭和28年に西日本を襲った豪雨災害で被災した多くの税理士の救済をきっかけに、当時の日税連会長の提案によって日税連の中に厚生委員会を組織し、税理士とその家族、事務所職員を対象とする助け合いの相互扶助団体として発足し、その後「日本税理士共済会」として現在に至っています。

税理士事務所・税理士法人の職員の方は
単独でも加入できます

税理士団体保障

おしどり保障

選べる医療保障マイセレクト

所得補償

ハイパーメディカル

個人年金

その他損保商品

福利厚生サービス

※詳しくはダイレクトメールまたはホームページをご覧下さい

詳細のお問い合わせ
お申込みは



日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

<http://www.zeirishikyosai.com>

税理士共済会

検索



消費税

単一税率の維持主張

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
白井 敏博

税理士政治連盟会員の購読
料は会費の中に含まれます。

主な内容

記事・維新の税理士制度推進議員連盟
が設立
資料・与党税制協議会消費税検討委
員会を開催
報道会より・「秋生田光一議員」
【石田真敏議員】 17面

議書について、日税連のホームページに全
ての論点から消費税の複数税率の検討を進
め、秋口には具体的な制度案を作成し、与党
税制協議会に提案するなどとしている。しか
し、同委員会において複数税率とした場
合の対象品目設定の困難さ、事業者の事務負
担の増加、高所得者にまで恩恵が及び政策目
的になじまない効果があげられており、その動
向が注視される。

は、6月25日に開催された理事会において平
成28年度税制改正議案の対応について、日税
連との協議を行った。この協議においては、
消費税については「軽減税率制度は導入すべ
きではない」とその方針を明確にした。税
理士連が提出した議案においては、飲食料
品分野を対象とする具体的な議案について、議論
が行われた。(4面参考)

は、6月25日に開催された理事会において平
成28年度税制改正議案の対応について、日税
連との協議を行った。この協議においては、
消費税については「軽減税率制度は導入すべ
きではない」とその方針を明確にした。税
理士連が提出した議案においては、飲食料
品分野を対象とする具体的な議案について、議論
が行われた。(4面参考)

議書について、日税連のホームページに全
ての論点から消費税の複数税率の検討を進
め、秋口には具体的な制度案を作成し、与党
税制協議会に提案するなどとしている。しか
し、同委員会において複数税率とした場
合の対象品目設定の困難さ、事業者の事務負
担の増加、高所得者にまで恩恵が及び政策目
的になじまない効果があげられており、その動
向が注視される。

は、6月25日に開催された理事会において平
成28年度税制改正議案の対応について、日税
連との協議を行った。この協議においては、
消費税については「軽減税率制度は導入すべ
きではない」とその方針を明確にした。税
理士連が提出した議案においては、飲食料
品分野を対象とする具体的な議案について、議論
が行われた。(4面参考)

28年度税制改正 対応を協議

12項目重点要望へ

日税政委

日税政は6月9日、一次委員長(井戸本泰)を日本税理政策委員会(井戸本泰)において開催し、税制改正への対応等について協議を行った写真。



日税政では、毎年税制改正への対応として「税制改正要望」を作成している。

税の単一税率を維持すること」「事業税の外形標準課税は中小法人に導入しないこと」を含む12項目とし、陳情の際には要望書案と同一項目のものとし、「重点要望事項」

として、単位税政連へ要望は要望項目を建議書案と同一項目のものとし、「重点要望事項」

事会で機関決定し、国税庁等関係省庁に提出予定である。「税制改正要望」及「重点要望事項」の会議ではこの他、定期大会議案、マインナンバー制度、社会福祉法改正案等への対応について検討を行った。

今後の取り扱いは、7月24日幹事会の機関決

定を経て、各党及び税

議連議員へ提出、陳

情していく。

会議ではこの他、定

期大会議案、マインナン

バー制度、社会福祉法

改正案等への対応につ

いて検討を行った。

平成28年度税制改正のアンケート結果でも回答の多かった「消費

正への対応等について協議を行つた写真。

4月18日、新潟市北辰館において「税理士による斎藤洋明後援会設立総会」が開催された写真。(衆議院新潟3区・自民党)

夫発起人代表の設立総会を6月25日の理

來賓として渡邊輝男

会を迎えるまでの経過

から第4号議案まで承認可決され

た。後援会名簿の贈呈等が

ありその後、

斎藤議員の國政報告、来賓のあいさつがあり設立総会は無事終了した。

なお、会長には小野寺眞夫会員、幹事

会員も交え懇親会も盛りに終了した。出席した会員からは「斎藤議員は、39歳と若いが内閣府に出向して経験もあり、政策通

潮流

グで国会議員に同一の要望項目で組織的に陳情活動を展開しなければならない。

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各単位税政連が日税政と連携し組織的に活動することで税政連が日税連の各種要望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各単位税政連が日税政と連携し組織的に活動することで税政連が日税連の各種要望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各

平成20年頃から日税政に希望を実現するためには、各

組織的な税政連活動を

税政連が日税連の各種要望を実現するためには、各単位税政連が日税政と連携し組織的に活動することで税政連が日税連の各種要望を実現するためには、各

税政連が日税連の各種要望を実現するためには、各

石破茂・まいだち昇治

合同定期総会を開催

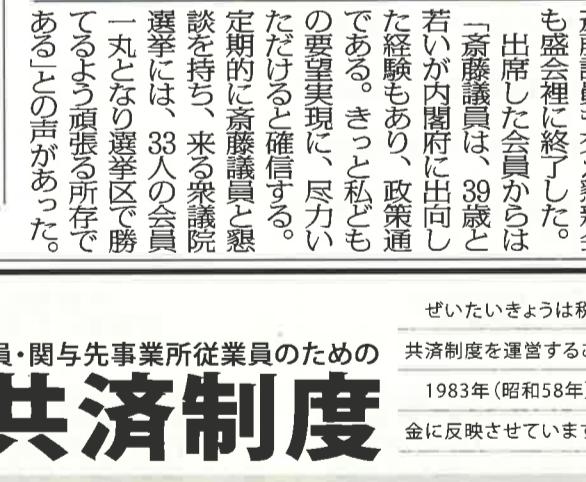
中国税理士政治連盟

3月28日、税理士

石破茂・まいだち昇治

合同定期総会を開催

いたち昇治後援会



急速に悪化の国際情勢どうなるの?

お陰様で加入会員急増中!

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度

特定期定期金共済制度

退職一時金及び遺族一時金の給付例

えつ?複利で2%!?

この低金利時代に年複利2%の給付予定率で退職金をお支払いしています

税退共独自の福祉事業制度

加入者を大事に…をモットーにする税退共では、共済契約者及び被共済者の皆さんに下記の祝金・弔慰金をお贈りしています。

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。

1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

大変ご好評につき、期間を延長致しました!

ひとり1件紹介キャンペーン実施中

一般社団法人 ぜいたいきょう

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

詳細はホームページをご覗下さい
http://www.zeitaikyo.com

ぜいたいきょう

資料

消費税の軽減税率制度について

～「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を 軽減税率の対象とする場合のそれぞれの具体案と課題(概要)～

与党税制協議会・消費税軽減税率制度検討委員会資料より

消費税の複数税率については、自由民主党と公明党が設置した与党税制協議会・消費税軽減税率制度検討委員会が制度化に向けた検討を進めている。この資料は、これまでの検討委員会での議論を踏まえ、今後の検討に資するため、「消費税の軽減税率に関する検討について」(平成26年6月5日、与党税制協議会)で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題等をまとめたものである。

対象品目	区分経理	所要財源	主な特徴	
「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示法に基づく食品表示基準の対象となるものの譲渡 ○食品衛生法の許可を受けて飲食店営業等を営む事業者が行う飲食料品を飲食させる役務の提供(風呂法の許可・届出が必要な者が行うものを除く) <p>(注)「消費税の軽減税率に関する検討について」(平成26年6月5日与党税制協議会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○E U型インボイス方式(6月5日資料D案)を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日資料B案)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○税率軽減幅を1%とする場合: 6,600億円程度 ○税率軽減幅を2%とする場合: 1.3兆円程度 ○安定財源の確保策について、別途検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象品目の範囲が広く、紛れがないため、消費者にとって分かりやすく、対象品目の線引き判断に係る事業者の事務負担も相対的に軽い。 ○対象品目の範囲が広いため、類似性・代替性のある品目の間での税率差は生じにくい。 ○関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、E U型インボイス方式の導入が必要。 ○所要財源が大きく、安定財源の確保の調整に困難が予想される。
「生鮮食品」 を対象とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示法に基づく生鮮食品に係る食品表示基準の対象となるものの譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> ○E U型インボイス方式(6月5日資料D案)を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日資料B案)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○税率軽減幅を1%とする場合: 1,700億円程度 ○税率軽減幅を2%とする場合: 3,400億円程度 ○安定財源の確保策について、別途検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生鮮食品のみを対象とすることや、生鮮食品か否かの線引きについて消費者の納得を得ることは困難であり、事業者の線引き判断やクレーム対応等に係る事務負担が大きい。 ○低所得者の購入頻度の高い加工食品が対象外となり、痛税感の緩和が減殺される。 ○類似性・代替性のある品目間(米とパン・うどん等)で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。 ○関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、E U型インボイス方式の導入が必要。 ○所要財源の規模は中程度であり、安定財源の確保が必要な観点から、
「精米」 を対象とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ○関税定率法の別表関税率表に定める精米の譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> ○区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日資料B案)を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ○税率軽減幅を1%とする場合: 200億円程度 ○税率軽減幅を2%とする場合: 400億円程度 ○安定財源の確保策について、別途検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象品目の範囲が狭く、消費者の納得が得られにくい。対象品目の線引き判断に係る事業者の負担は相対的に軽い。 ○代替性のある品目間(米とパン・うどん等)で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。 ○対象品目、関連事業者の範囲が限定されており、区分経理に対応した請求書等保存方式で対応。 ○所要財源は小さい。

各制度試案の比較

第2回消費税軽減税率制度検討委員会(5月22日開催)では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」(平成26年6月5日、与党税制協議会)で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号(「○」、「△」、「×」)については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」 を対象とする場合	「精米」 を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮(「逆進性の緩和」)として有効であること。	△	△	×
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること	○	△	×
視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること	○	×	×
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	×	×	△
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	○	×	×
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	×	△	○
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たり的に決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	△	×	×

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」 を対象とする場合	「精米」 を対象とする場合
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> × ▷農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、これらの事業者に区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ▷対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、その線引きの判断が容易であり、適用税率の判断に係る事務負担は相対的に小さい。 ▷小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ▷インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> × ▷飲食料品を取り扱う事業者は、その大宗が生鮮食品を取り扱っており、「生鮮食品」を軽減税率とした場合は、「酒類を除く飲食料品」を軽減税率とした場合とほぼ同数の事業者に、区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ▷対象品目の線引きが難しい事例が出てくることが想定され、またこれまで必ずしも相互に関連していないかった食品表示関連業務と経理業務の連携が求められるようになり、事業者の事務負担は大きく増加する。 ▷小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は大きい。 ▷インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> △ ▷農家が生産した米は、その大部分が米麦卸売業者により精米された後、小売業者を通じて消費者が購入するほか、食品製造業者や飲食店も仕入れることから、一定の範囲の業種において区分経理等の対応が必要となる。ただし、精米を扱わない食品関係の事業者も存在することから、影響範囲はある程度限定される。 ▷対象品目が極めて限定的であり、かつ明確であることから、対象品目の線引き判断にかかる事務負担は小さい。 ▷小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ▷インボイスに基づく経理は不要であり、対象品目が限定的であることから、追加的な経理事務負担も軽微と考えられる。

地方短信

第42回定期大会を開催

名古屋税理士政治連盟

名古屋税政連は、6月12日名古屋市の名鉄ニューグランドホテルで第42回定期大会を開催しました。会長に小川令持日税政会員、鈴木剛東海税政会長、井戸本泰次近連会長、丹下忠彰議員が議長に選出され議事に入りました。平成26年度運動経過報告承認の件、同収支決算承認の件、平成27年度運動方針決定の件、同収支予算決定の件、役員選任の件の件、役員選任の件の件、5議案はいずれも異議なく原案のとおり可決承認されました。

名古屋税理士政治連盟 第42回定期大会



(新任) 総務会長	新役員会長
(新任) 幹事長	幹事長
知花直治	松川吉雄
留任	松村陽子

地方短信

第19回定期大会を開催

沖縄税理士政治連盟

沖縄税理士政治連盟は、6月17日ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービューにおいて、第19回定期大会を開催した。冒頭、松川吉雄会長より、「昨年は11月に県知事選挙、12月に衆議院議員総選挙が行われ、本連盟もその対応にあたった。会員皆様のご協力に感謝申し上げる。また、本年の最重要課題として税制改正と考えており、中小企業等納税者の適正な税負担を求めて提言していく。会員の更な

定期大会においては、「役員の任期満了に伴う選任の件」を含む第1号議案から第6号議案までを賛成多数により、原案どおり承認可決した。

来賓には、内藤信子日本税理士政治連盟副会長が出席し、小川会長に祝電が披露され、第19回定期大会は滞りなく終了した。



九州北部税理士政治連盟は、6月19日北九州市のリーガロイヤルホテル小倉において、来賓に小川令持日税政会長並びに池田隼啓日税連会長ほか各税理士会長を迎えて、第47回定期大会を開催した。写真。野田武史会長は冒頭のあいさつで、「昨年実現した税理士法改正までの経過も然り、毎年行う税制改正要望の実現に向けての『陳情活動』についても、地元国會議員との日頃からの良好な関係が重要であると痛感している。そのパイプを形成するために後援会を結成し、会話の機会を創りだしていく。また、

「消費税軽減税率を考える」勉強会を開催

東北税理士政治連盟

東北税政連は6月12日、東北税理士会館において、宮城県税政連の協力のもと「消費税軽減税率制度」について、宮城県税理士会を開催した。来賓には、内藤信子日本税理士政治連盟副会長が出席し、小川会長の祝辞を代読した。最後に国會議員から祝電が披露され、第19回定期大会は滞りなく終了した。



第42回 公開研究討論会

本年度の第42回日税連公開研究討論会を、名古屋税理士会及び東海税理士会との共催により実施いたします。

テーマ
第1部「所得区分と所得課税のあり方」(名古屋税理士会)
第2部「税理士が考える公平な税制とは」(東海税理士会)

日 時 平成27年10月9日(金)午前10時~午後5時

場 所 ウェスティンナゴヤキャッスル 2階「天守の間」
愛知県名古屋市西区樋の口町3-19 TEL:052-521-2121

お問い合わせ
名古屋税理士会 TEL.052-752-7711
東海税理士会 TEL.052-581-7508
日本税理士会連合会 TEL.03-5435-0931
※ 参加のお申し込みは、所属税理士会までお願いいたします。



写真は昨年の公開研究討論会(於、東京都千代田区)



会員の暮らしと健康をしっかりサポート

ご活用ください、全税共の会員向けサービス事業

税理士と、全税共の保険事業をご利用いただいている方には 優待料金 でご案内しています。

PET検査

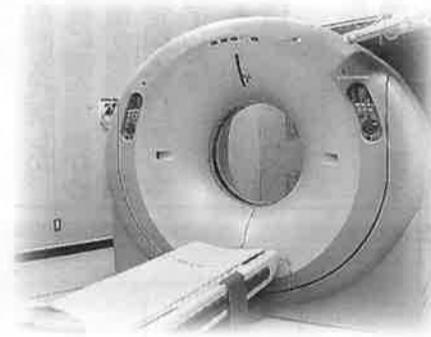
全国23ヶ所の医療機関と提携

- セントラルC I クリニック(札幌)
- 厚生仙台クリニック(仙台)
- 宇都宮セントラルクリニック(宇都宮)
- 所沢PET画像診断クリニック(所沢)
- 武藏村山病院(武藏村山)
- 四谷メディカルキュース(東京)
- 総合東京病院(東京)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- 聖隸健康診断センター(浜松)
- 東名古屋画像診断クリニック(名古屋)
- 公立松任石川中央病院(石川)
- 武田病院画像診断センター(京都)
- 東天満クリニック(大阪)
- メディカルフーラザ薬師西の京(奈良)
- 西記念画像検診クリニック(神戸)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 徳島大学病院(徳島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 魚住クリニック(熊本)
- 宮崎鶴田記念クリニック(宮崎)
- 豊崎クリニック(沖縄)

人間ドック

全国17ヶ所の医療機関と提携

- 大宮共立病院(埼玉) 新規提携
- 明治安田厚生事業団(東京)
- 朝日生命成人病研究所(東京)
- 亀田京橋クリニック(東京)
- 総合東京病院(東京)
- 荻窪病院(東京) 新規提携
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 横浜新緑総合病院(横浜)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- セコメディック病院(千葉)
- 聖隸福祉事業団(浜松2ヶ所、静岡1ヶ所)
- 住友生命福祉文化財団(大阪)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 長崎病院(広島) 新規提携
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 豊見城中央病院附属健康管理センター(沖縄)



早めのチェックで早めの安心
お近くの提携医療機関をご利用ください

PET、人間ドックに関する
お問い合わせ・資料請求先

全税共事務代行社
株式会社ビジネスサービス

03-3345-0888



介護無料相談

経験豊富な看護師が介護全般に関するご相談にお応えします

業務委託先

損害ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株

全税共会員専用フリーダイヤル

0120-009-737

健康相談・セカンドオピニオン

健康で豊かな人生を全ての人に提供する会員制健康クラブです

全税共会員は入会金が割引に

提携先：T-PAC株

全税共事務代行社
株式会社ビジネスサービス

03-3345-0888

ホームセキュリティ

24時間365日、いつでも見守り、駆けつけます

ご契約いただくと
全税共会員限定の特典付

提携先：セコム(株)

セコムホームマーケットデスク

0120-756-892*

みまもりサポート

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート

全税共会員限定の割引有

提携先：総合警備保障株

ALSOKテレフォンサービスセンター

0120-39-2413*

※全税共会員であることをお伝えください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>



関与先を守り、事務所の収入源が増加

税理士VIP代理店 登録事務所募集中

<税理士VIP代理店とは>

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

■税理士VIP代理店になるためには■

生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。

◆一般代理店になる場合 (特定1社専属の募集代理店)

一般課程試験に合格すること

◆乗合代理店になる場合 (複数社の募集代理店)

一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者(兼務可)がいること

■税理士VIP代理店の仕事■

- 1) VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及及び契約の保全
- 2) 生命保険設計書の作成及び提案
- 3) 加入申込書類の記入と手続
- 4) その他

関与先にVIPを勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます。

税理士VIP代理店になるための手順

税理士事務所

受験申込

下記の提携保険会社にお申込みください。
保険会社経由のため、早めの手続が必要です。

一般課程試験 (毎月1回下旬に実施)

専門課程試験 年3回(2月・6月・10月)実施

税理士VIP代理店

一般代理店登録
特定1社の専属代理店

乗合代理店登録
複数社の代理店



<代理店手数料例>

X社単独募集型特級代理店の場合

- 契約内容／長期定期保険(保険料年払の場合)
- 保険金額／1億円(契約者新規の場合)
- 被保険者／40歳男性(100歳満了)
- 年払保険料／約214万円

1件の契約で5年間に受け取る代理店手数料の総額

約181万円

1年目 約119万円

2年目～5年目 各年 約15.4万円

※代理店手数料は提携保険会社及び代理店の等級などによって異なります。



第16回税理士VIP代理店 推進キャンペーン

- 募集期間：平成27年1月1日～12月31日
- 対象：税理士会会員
- ◆奨励基準：期間中に税理士VIP代理店に登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

※但し、過去のキャンペーンで奨励対象になった方を除く



第15回税理士VIP代理店 挙績キャンペーン

- 期間：平成27年7月1日～12月31日
- 対象：税理士VIP代理店
- 対象契約：期間中に成立した全税共扱いの保険契約

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料額 80万円以上	ギフトカード(10万円)
ドリームB賞	月額保険料額 40万円以上	ギフトカード(5万円)

<税理士VIP代理店提携保険会社>

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●明治安田生命 ●住友生命 ●ジブラルタ生命 ●メットライフ生命 ●エヌエヌ生命
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 ●アクサ生命 ●富国生命 ●オリックス生命 ●三井住友海上あいおい生命

税理士VIP代理店に関する詳細は、上記の提携保険会社にお問い合わせください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>